

安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月六日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第二十号

安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表備考1中「熊野町部及び課設置条例（平成十四年熊野町条例第十号）」を「熊野町事務分掌条例（平成二十三年熊野町条例第一号）」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。